

2025 年 9 月 4 日

各 位

会 社 名 株式会社ネクスグループ
代 表 者 名 代表取締役社長 石原 直樹
(スタンダード市場・コード 6634)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取締役管理本部長 齊藤 洋介
電 話 03-5766-9870

2025 年 9 月 3 日開催の株式会社 ZED ホールディングス臨時株主総会 に関するお知らせ

当社は、当社の連結子会社である株式会社 ZED ホールディングス（以下「ZED ホールディングス」といいます。）の 2025 年 9 月 3 日開催の臨時株主総会（以下「本総会」といいます。）に関し、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本総会の開催と経緯について

当社は、2025 年 2 月 3 日に株式会社カイファイナンスホールディングスから ZED ホールディングスの発行済普通株式 31,549 株（以下「本件株式」といいます。）を譲り受けて以降、ZED ホールディングスの第一順位株主となっておりますが、株式会社クシム（以下「クシム」といいます。）が当社の関与していない非訟事件（大阪地方裁判所堺支部令和 7 年（ヒ）第 6 号株主総会招集許可申立事件）において、ZED ホールディングスの株主総会招集の許可（会社法 297 条 4 項。以下「本件招集許可」といいます。）が発出されたことを受け、本件招集許可に対する不服申立てが法律上認められていないことから（会社法 874 条 4 号）、本件招集許可に基づき招集される ZED ホールディングスの株主総会においてクシムが本件株式に係る議決権を行使することがないように、議決権行使禁止の仮処分命令の申立てを行いました。

東京地方裁判所は、当社の申立てを認める仮処分決定を下し、当該仮処分決定に対するクシムの保全異議も退けられました。さらに、当該保全異議を退ける決定に対するクシムの保全抗告についても、東京高等裁判所は、2025 年 9 月 2 日に棄却しており、当社の主張は、以下の通り、複数の審級を通じて一貫して認められております。

- ・ 2025 年 8 月 4 日： 本件招集許可
- ・ 2025 年 8 月 6 日： 本件招集許可に基づき、2025 年 8 月 14 日を開催日とする ZED ホールディングスの株主総会の招集通知を発送
- ・ 2025 年 8 月 7 日： 当社が、東京地方裁判所にて、クシムによる本件株式に係る議決権行使の禁止を求めて仮処分命令申立
- ・ 2025 年 8 月 13 日： 東京地方裁判所が、当社の仮処分命令申立てを認容する仮処分決定（以下「原々決定」といいます。） クシムは、ZED ホールディングスの株主総会の開催日を、2025 年 8 月 14 日から同年 9 月 3 日に延期
- ・ 2025 年 8 月 18 日： クシムが、原々決定の取消し等を求めて保全異議申立
- ・ 2025 年 8 月 19 日： 当社が、クシムによる ZED ホールディングスの株主総会招集手続に違法があること（招集通知漏れ）を理由として、株主総会開催禁止の仮処分命令申立
- ・ 2025 年 8 月 20 日： クシムが、招集通知が漏れていた ZED ホールディングスの株主に対する招集通知を発送

- ・2025年8月22日：クシムによるZEDホールディングスの株主総会招集手続の違法は解消されたと判断し、株主総会開催禁止の仮処分命令申立てを取下げ
- ・2025年8月27日：東京地方裁判所が、クシムの保全異議申立を却下し、原々決定を認可（以下「原認可決定」といいます。）
- ・2025年8月28日：クシムが、原々決定及び原認可決定の取消し等を求めて、東京高等裁判所に保全抗告
- ・2025年9月2日：東京高等裁判所がクシムの保全抗告を棄却（クシムによる本件株式に係る議決権行使を禁止した原々決定が維持）

以上の次第で、クシムは、本件招集許可に基づく本総会の招集・開催権限を有するものの、2025年9月2日の保全抗告棄却をもって、同月3日に開催される本総会において議決権を行使することはできない状態に至っております。

しかしながら、クシムは、保全抗告の棄却により維持された原々決定に違反して本総会で議決権を行使したとしても株主総会に瑕疵は生じないとの独自見解に基づき、本総会における議決権行使を「ZEDホールディングスの株式譲渡が有効である場合には否決される」旨の条件付で強行しようとしてしました。当然、株主名簿上の株主である当社は、議長選任動議を提出し、本総会における全ての議案に反対しましたので、全ての議案が反対多数で否決されております。

2. 当社の立場

当社は、約1ヶ月の期間をかけて保全抗告審まで争った結果として本総会における議決権行使が禁止されたにもかかわらず、独自の解釈により条件付とはいえ議決権行使を強行するが如きは、司法判断の軽視に他なりません。

クシムは、原則としてZEDホールディングスの承諾を得ない限り、役員変更登記等の申請手続きを行わない等の条件を一方的に付しておりますが、当社は、引き続き適切な法的手続きを通じて、ZEDホールディングスの適正な企業統治体制の確保と、当社の株主権保護に努めてまいります。

3. クシム社 IR に対する見解

また、クシムが2025年9月3日付で開示したIR資料において、「大阪地方裁判所堺支部による2025年8月4日付株主総会招集許可においては、株式会社ネクスグループの反論が認められず」との記載がございましたが、前記1.で述べたとおり、当該非訟事件は、クシムとZEDホールディングスの間で行われた手続きであり、当社はこの手続きに一切関与しておらず、反論の機会も付与されておられません。

したがって、上記の記載は、明らかに事実と反する不適切な内容であることを申し述べます。

4. 投資家・関係者の皆様へ

当社は、ネクスグループ全体の信頼性とガバナンス体制の健全性を最優先に、冷静かつ適切に対応してまいります。今後の動向や対応方針については、必要に応じて速やかに情報開示を行ってまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上